卒業認定について

学則

第 6 章　卒業等

（卒業）

第 20 条　学院長は，別表に定める授業科目の単位数の修得の認定を受けた者について，第 28 条第 1 項に規定する運営会議の審査を経て卒業を認定し，卒業証書を授与する。

（称号の付与）

第 21 条　学院長は，前条の認定を受けた者に対して，専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

（資格の取得）

第 22 条　学院の専門課程看護学科を卒業した者には，看護師国家試験の受験資格が与えられる。